

基本目標③ すべての人の権利擁護を支えます

重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

○権利擁護支援の中核機関の設置 【取組1)②】(継続)

- ・平成25年度から運営してきた「堺市権利擁護サポートセンター」(堺市社会福祉協議会への委託事業)を中核機関として位置付けた。

○地域連携ネットワーク協議会の設置 【取組1)①、取組2)②、取組3)④】(継続)

「堺市権利擁護サポートセンター運営委員会」を基礎として、権利擁護に関するテーマごとの課題について協議する場である「地域連携ネットワーク協議会」を令和2年度に立ち上げた。

令和4年度協議会実施状況

開催日：令和4年6月3日(金)

場所：堺市総合福祉会館

内容：権利擁護に関する課題の検討

参加機関から46事例が提出され、ワーキングチームの検討テーマを「支援拒否・介入拒否、支援に繋がっていない事案へのアプローチについて」に決定

参加機関：学識者、大阪弁護士会、大阪司法書士会、
大阪社会福祉士会、高齢者支援機関、障害者支援機関、
地域福祉支援機関、成年後見活動機関、行政機関



基本目標③ すべての人の権利擁護を支えます



重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

取り組む方向性 1 くらしをまもる

- 権利擁護サポートセンター運営委員会
 - (1) 権利擁護サポートセンターの事業計画及び事業報告に関すること
 - (2) センターの事業運営及び評価に関すること
 - (3) センターの役割及び機能に関すること
- 地域連携ネットワーク協議会
 - (1) 権利擁護支援システムの推進に関する調査及び研究に関すること
 - (2) 権利擁護支援ネットワークの構築に関すること
 - (3) 各種専門職団体・関係機関の協力や連携強化の協議

- 「運営委員会」と「協議会」とで役割を明確化。
- 各要綱や要領の内容整理。

第1回 運営委員会

・前年度実績報告

業務実施

第2回 運営委員会

・次年度実施計画

第1回 協議会 (令和4年6月3日)

権利擁護に関する課題の検討
(事務局：堺市・権利擁護サポートセンター)

ワーキングチーム (初回 令和4年12月1日)

課題の整理や解決に向けた方法の検討
(事務局：堺市・権利擁護サポートセンター)

第2回 協議会 (令和5年3月3日)

・ワーキングチームからの報告
・報告を受け、当該課題について議論
(事務局：堺市・権利擁護サポートセンター)

- 協議会委員は、諸団体で考えている権利擁護に関する課題や堺市全体における権利擁護支援に関する課題を提起、検討。
- 協議会で提起された課題について、検討を進めていくべきメンバーを選出し、チームを構成。

重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

令和4年度 ワーキングチーム実施状況

協議会参加機関から権利擁護に関する課題として提出された46事例

- ・劣悪な生活環境で生活しており、状況によっては生命に危険があるが、本人は問題と思っておらず、行政・包括支援センター。地域の支援を拒否している。
- ・障害のある本人が日中に触法行為を繰り返すため、日中活動の場の利用が必要だが、本人のこだわりが強く、利用拒否している。一度見学に行った事業所については、利用していないのに、毎日通所し始めてしまったため、結局利用できなかった。
- ・独居の高齢者が親族は遠方で疎遠、地域からも孤立していて、普段の生活状況は不明。認知症が疑われるが、非通院。包括支援センターからデイサービス利用を勧めているが、本人の気持ちが揺らぐため利用に至っていない。日常的に本人の生活状況を見守る体制作りが課題。
…など、そのうち24事例に「支援拒否・介入拒否」について課題があげられていた

ワーキングテーマ

支援拒否・介入拒否、支援に繋がっていない事案へのアプローチについて

令和5年度

支援に繋がっていない人への支援ガイドライン（仮称）の策定
市内の支援機関に対して実践的のためのプログラムを示す

基本目標③ すべての人の権利擁護を支えます



重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

○権利擁護サポートセンターによる相談支援の実施【取組3)②】(継続)

・「堺市権利擁護サポートセンター」において、権利擁護相談を実施

	新規相談件数	専門相談件数
令和4年4～11月実績 (速報値)	250件	42件
令和3年度実績	269件	79件
令和2年度実績	377件	70件

専門相談とは…
福祉職と法律職が
協働して行う
相談支援

(参考) 令和3年度における新規相談の状況

行政区別	件数	行政区別	件数	相談経路	件数	相談経路	件数
堺区	50件	北区	31件	本人	14件	障害者基幹相談支援C	15件
中区	40件	美原区	8件	家族・知人	30件	障害事業所	22件
東区	20件	区不明	31件	社協	14件	医療機関	8件
西区	36件	市外		基幹型包括支援C	39件	行政機関	28件
南区	53件	合計	269件	地域包括支援C	73件	法律職・その他	4件
				介護事業所	22件	合計	269件

重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

○市民後見人の養成とサポート 【取組3)③】（継続）

・市民後見人の養成と活動への支援を実施

市民後見人養成（年度）	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
受講者（基礎講習）	56	31	21	16	15	13	5	23	23	13
市民後見人バンク 登録者（各年度末時点）	-	30	42	56	57	64	71	59	67	85
選任確定件数	-	2	4	5	8	10	5	1	6	5
市民後見人支援（年度）	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
専門相談件数	-	10	18	24	53	68	74	49	51	31

※R4年度については、11月末時点での速報値

市民後見人養成講座統一新カリキュラム実施に関するふりかえり会議を、令和5年1月27日開催。引き続き、市民後見推進事業について継続的に検討の予定。

出席者：大阪府・大阪市・堺市の市民後見人企画委員（弁護士・司法書士・社会福祉士）、各社会福祉協議会担当者、行政担当者

重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

○大阪家庭裁判所堺支部との意見交換会 【取組1)①、取組3)③】（継続）

- ・市民後見人養成と活動支援に関する意見交換会を実施（令和5年1月12日実施）。
- ・市民後見人バンク登録が始まった平成26年度から、継続的に実施。
- ・今年度は、市民後見人へのリレーの仕組みや家庭裁判所と中核機関（権利擁護サポートセンター）との連携について意見交換。



重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

○日常生活自立支援事業【取組3)⑤】(継続)

- ・社会福祉法第2条第3項に規定される第二種社会福祉事業であり、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方が、自立した地域生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う事業
- ・社会福祉法第81条の規定により、堺市社会福祉協議会が実施。

・令和3年度における契約締結件数

	認知症 高齢者	知的 障害者	精神 障害者	その他	合計
契約件数	9件	16件	12件	5件	42件
解約件数	25件	12件	22件	1件	60件
年度末時点の契約数	90件	179件	136件	14件	419件

- ・令和3年度における日常的な金銭管理サービスの実施状況…8,285回

重点施策 [4] 権利擁護の推進に関する取組

取り組む方向性 1 暮らしをまもる

○今後の課題・取組

◎権利擁護サポートセンターの機能と体制の充実【取組1)②、取組3)②・③・⑤】

- ・地域での相談支援の充実と連携の強化
- ・親族後見人への支援
- ・法人後見の促進
- ・日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行

◎効果的な啓発・広報【取組3)①】